

秋田市告示第339号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年11月25日

秋田市長 穂 積 志

1 指定納付受託者の名称および所在地

名 称	所 在 地
ブリッジ・モーション・トゥモロー株式会社	東京都品川区西五反田七丁目7番7号

2 指定納付受託者に納付させる歳入

秋田市ふるさと応援寄附金（インターネットによる公金支払の方法により代理納付されるものに限る。）

3 指定納付受託者に納付させる期間

令和6年12月1日から令和7年3月31日まで